

### 第3子以降保育所等保育料等無償化事業について

城陽市におきましては、保育施設に第3子以降の児童を通わせている保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、保育所等保育料等の無償化事業を実施しています。

#### 1 無償化対象児童

- ① 満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、市内の保育施設に在園している第3子以降で保育料が発生している0～2歳児クラスの児童（裏面イメージ図）
- ② 満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、市内の保育施設に在園している第3子以降で副食費が発生している3～5歳児クラスの児童（裏面イメージ図）

#### 2 所得要件

市の保育所等保育料の階層区分が、第10階層以下で保育料がかかっている世帯

#### 3 申請方法

別紙の「令和\_\_年度第3子以降保育所等保育料等無償化事業申請書」を提出してください。

※9月以降、保育所等保育料の階層区分の再判定を行うため、前期（4月から8月）分、後期（9月から翌年3月）分でそれぞれ申請が必要となります。

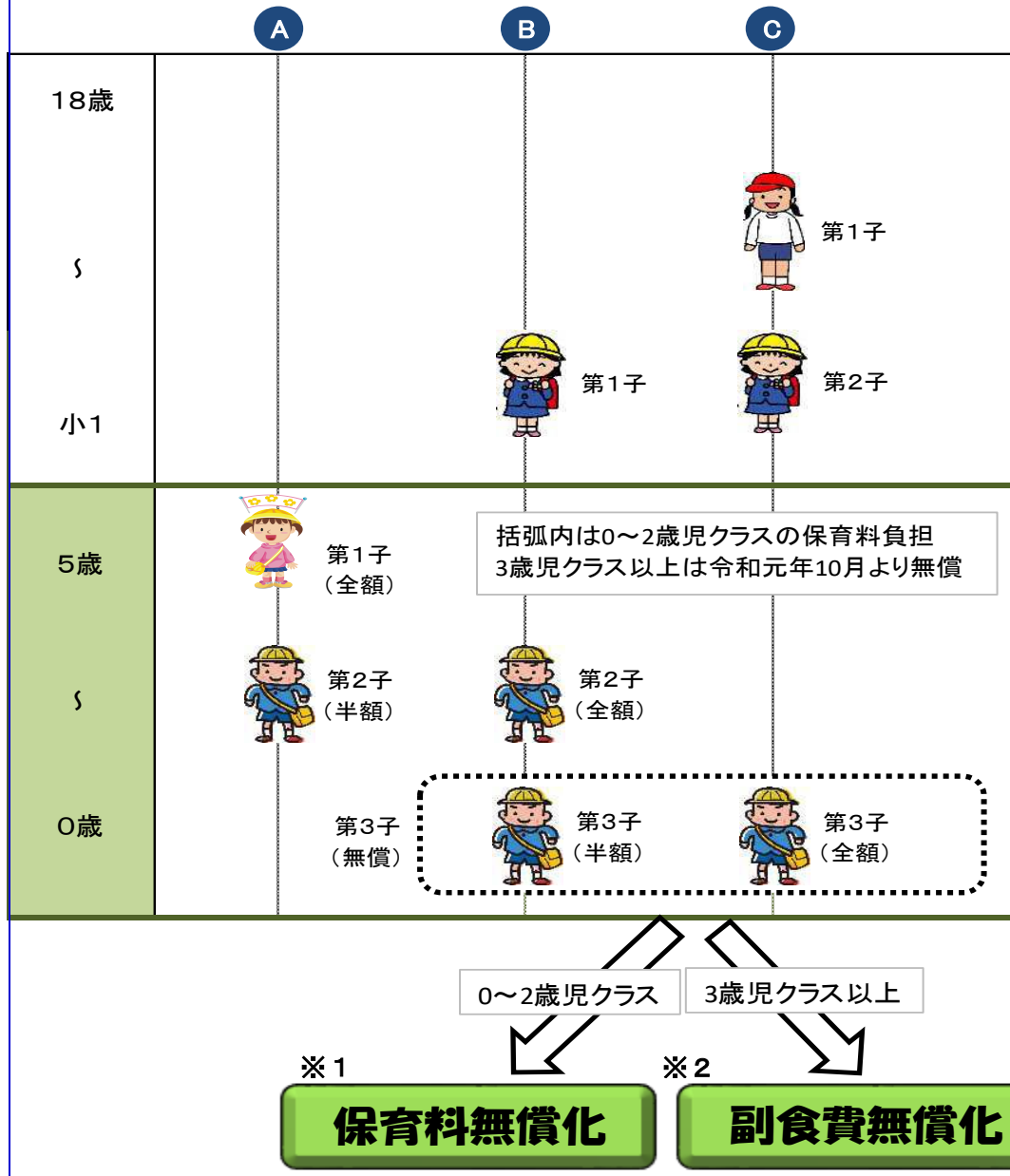
#### 4 その他

児童と保護者が生計を一にしなくなったことなどにより、無償化対象児童に該当しなくなった場合は、速やかに城陽市子育て支援課にご連絡ください。

万が一、無償化対象児童に該当しなくなったことが事後に発覚した場合には、その時点に遡って徴収させていただきます。

# 第3子以降保育所等保育料等無償化事業の対象者イメージ

## 保 育 所 等



(※第3子以降が対象となる制度です)

- ※ 1 既に他の制度によって保育料が無料となっている場合は、本制度の対象とはなりません。
- ※ 2 既に他の制度によって副食費が免除となっている場合は、本制度の対象とはなりません。